

○経済産業省告示第二百十九号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、平成九年通商産業省告示第百五十号及び平成二十八年経済産業省告示第百八十四号の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年十一月三十日から施行する。

平成三十年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

平成九年通商産業省告示第百五十号及び平成二十八年経済産業省告示第百八十四号の一部を改正する

告示

（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第一条 平成九年通商産業省告示第百五十号（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）

改正後	改正前
<p>（検査設備の基準） 第三十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（一般複合容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一～七 「略」</p> <p>八 残ガス回収のための設備については、<u>第一項第八号、第九号又は第十号の例による。</u></p> <p>4～8 「略」</p>	<p>（検査設備の基準） 第三十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（一般複合容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一～七 「略」</p> <p>八 残ガス回収のための設備については、<u>第一項第九号又は第十号の例による。</u></p> <p>4～8 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正)

第二条 平成二十八年経済産業省告示第百八十四号(国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第八十四号）

改正後	改正前
<p>（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のサイクル試験等）</p> <p>第十五条 容器は、容器の型式ごとに、協定規則第三百三十四号5.1から5.4までに定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。</p> <p>第十一章 登録容器製造業者が行う試験及び刻印等 （品質管理の方法及び検査のための組織に係る試験）</p> <p>第五十八条の二 規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第三百三十四号9.3に定める耐圧試験その他の試験とする。</p> <p>（登録容器製造業者が行う刻印等の方式）</p> <p>第五十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 規則第五十三条第二項の経済産業大臣が定める方式は、前二項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように、票紙に表示したものをフープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に打刻したものの其他適当な材質に表示したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とする。</p>	<p>（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のサイクル試験等）</p> <p>第十五条 容器は、容器の型式ごとに、協定規則第三百三十四号5.1から5.4まで及び9.3に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。</p> <p>第十一章 登録容器製造業者が行う刻印等 〔新設〕</p> <p>（登録容器製造業者が行う刻印等の方式）</p> <p>第五十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 規則第五十三条第二項の経済産業大臣が定める方式は、票紙に第一項又は前二項に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に前二項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とする。</p>

別表（第二条関係）

<p>一 規則第二条第四号イ及び同条第五号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関</p>	<p>ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト</p>
---	---

別表（第二条関係）

<p>一 規則第二条第四号イ及び同条第五号イの経済産業大臣が定める国</p>	<p>ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スウェーデン王国、ベルギー王国、ハンガリー、チェコ共和国、スペイン、セルビア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、オーストリア共和国、ルクセンブルク大公国、スイス連邦、ノルウェー王国、フィンランド共和国、デンマーク王国、ルーマニア、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ロシア連邦、ギリシャ共和国、アイルランド、クロアチア共和国、スロベニア共和国、スロバキア共和国、ベラルーシ共和国、エストニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア共和国、ブルガリア共和国、カザフスタン共和国、リトアニア共和国、トルコ共和国、アゼルバイジャン共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア連邦、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス共和国、マルタ共和国、大韓民国、マレーシア、タイ王国、アルバニア共和国、モンテネグロ、サンマリノ共和国、チュニジア共和国、ジョージア及びエジプト・アラブ共和国</p>
--	---

二 規則第二條第
四号ロ及び同條
第五條ロの經濟
産業大臣が定め
る国、地域又は
機関

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、ウクライナ、南アフリカ共和国、キプロス、マルタ、マレーシア、アルバニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト

二 規則第二條第
四号ロ及び同條
第五條ロの經濟
産業大臣が定め
る国

ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スウェーデン王国、ベルギー王国、ハンガリー、チェコ共和国、スペイン、セルビア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、オーストリア共和国、ルクセンブルク大公国、スイス連邦、ノルウェー王国、フィンランド共和国、デンマーク王国、ルーマニア、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ロシア連邦、ギリシャ共和国、アイルランド、クロアチア共和国、スロベニア共和国、スロバキア共和国、ベラルーシ共和国、エストニア共和国、モルドバ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア共和国、ブルガリア共和国、カザフスタン共和国、リトアニア共和国、トルコ共和国、アゼルバイジャン共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、ウクライナ、南アフリカ共和国、キプロス共和国、マルタ共和国、マレーシア、アルバニア共和国、モンテネグロ、サンマリノ共和国、チュニジア共和国、ジョージア及びエジプト・アラブ共和国

備考 表中の「」の記載は注記である。